

かんきょう通信

環境政策課

町・町民・事業者の連携と協働の取り組み

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画のなかでは、野生生物の状況の把握を関連施策と位置づけており、平成19年度より計画に沿って取り組んでいる特定外来生物について、お知らせします。

特定外来生物とは

特定外来生物法（平成17年10月1日施行）では、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、現在96種類が特定外来生物として指定され、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。違反した場合は、違反内容により非常に重い罰則が科されています。



道内では17種類の特定外来生物が確認されていますが、厚岸町においては、動物では『アメリカミンク』『ウチダザリガニ』、植物では『オオハンゴンソウ』の3種類が確認されています。現在、町内でのアメリカミンクによ

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画

る農業などへの被害は確認されています。また、ウチダザリガニは尾幌川など、町内の一部の河川で生息が確認されていますが、町内における生物生態系への影響については不明です。

オオハンゴンソウは、北アメリカ原産で明治期に観賞用に日本に移入されました。高さが3メートルにもなるキク科の多年草で種子による繁殖のほか、根茎から子株を出して繁殖します。現在は全国に分布しており、寒さや湿地に強く、種子と地下茎により盛んに繁殖し、荒地などでも勢力を広げ、在来植物の生育域を狭めるなどの影響が心配されています。

町内の生息調査を確認した結果、過去2年間、200カ所での生息を確認し、報告書として取りまとめました。今年度も昨年度の調査結果を基に8月下旬から9月下旬にかけて生息調査を実施します。

町としては、国が定める防除の目標に沿って、保全すべき重要エリアを定め、そのエリアのなかでは『子野日公園』および『太田屯田の赤松』におい

て、すでにオオハンゴンソウの生息が確認されています。

オオハンゴンソウ 除去の取り組み



子野日公園については、その一角で防除作業を平成19年度からボランティアを募って試験的に行いました。防除した箇所は、テープで囲い、1カ月ごとに植生状況を確認してきました。今年6月中旬ころから生育が目立つようになり、作業軽減を図るため花が咲く前の7月25日に駆除活動を行いました。

この日は防除従事者として登録した町民をはじめ町外の自然保護関係者ら43人が、茎を根こそぎ引き抜きました。抜き取ったオオハンゴンソウは、町有敷地内に一時仮置きし、乾燥させてからごみ処理場で焼却処分しました。

防除は、取り残しの根茎や埋蔵種子の発芽により、根絶にはかなりの年数がかかると考えられるため、来年度以降もボランティアを募り継続的に行う予定です。

また子野日公園内の散策路や来園者が憩う場所については、施設管理上の業務として防除を行います。太田屯田の赤松については、町有地でないことから、土地所有者と協議を行い防除に取り組んでいます。

なお、要注意エリア以外の町が管轄する場所については、花が咲く前に通常の雑草駆除の一環として刈り取りを行い、要注意エリアに生息が迫らない

ように監視を続けます。



特定外来生物の 取り扱いについて

個人の所有地などでは、観賞用として庭などに植えている場合もあると思いますが、これ以上広げないよう、在来の植物に影響がでない工夫をしてほしいと考えています。所有地内の防除作業は、他の場所に植え替えたり、種子を拡散させない注意を払った場合は問題のない行為です。種子による繁殖を防ぐためにも、なるべく花が咲く前に刈り取りをしてください。

なお、花が咲いてからは花弁部（種子部）を摘み取り、ごみ袋に入れて燃やせるごみとして定められたごみの日に出してください。また、ウチダザリガニを見つけた場合は、持ち帰ったり他の場所に離したりしないようにしましょう。

●環境基本計画、特定外来生物に関する問い合わせ／環境衛生係 ☎内線254